別紙様式第十号附属明細書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式１⑶の表記載上の注意中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては」に改め、同様式２⑴の表記載上の注意２中「第121条第７号」を「第121条第８号」に改める。

別紙様式第十一号中間業務報告書の記載上の注意１並びに別紙様式第十二号業務報告書の記載上の注意１及び同様式第１の４の表記載上の注意２中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第十四号事業報告の記載上の注意３に次のように加える。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の３第２項第２号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第２条第１項第４号の２に規定する親会社等をいう。

別紙様式第十四号事業報告の記載上の注意４中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式２⑴の表記載上の注意１中「及び７」を「、７及び９」に改め、同記載上の注意２中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に、「同条第２項」を「同法第342条の２第２項又は第345条第２項」に改め、同記載上の注意６中「監査委員に就いている取締役又は監査役に」を「監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役に」に、「当該監査委員」を「当該監査等委員若しくは当該監査委員」に改め、同記載上の注意中７を９とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　銀行持株会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　銀行持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

８　事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第２条第６号に規定する大会社をいう。）に限る。）であつて、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

別紙様式第十四号２⑵の表記載上の注意２中「取締役」を「取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」に、「第121条第３号ロ」を「第121条第４号ロ」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同記載上の注意５及び７中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式２⑵の次に次のように加える。

⑶　責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

別紙様式第十四号３の記載上の注意中「⑷及び⑸」を「⑶及び⑷」に改め、同様式３⑴の表記載上の注意１中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」に、「会社法施行規則第121条第７号」を「同令第121条第８号」に改め、同記載上の注意３を次のように改める。

３　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行持株会社が知つているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

①　銀行持株会社の親会社等（自然人であるものに限る。）

②　銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

別紙様式第十四号３⑵の表記載上の注意１中「以下に」を「次に」に改め、同記載上の注意１②中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意１中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

別紙様式第十四号３⑶を削り、同様式３⑷の表記載上の注意２中「第124条第６号ロ」を「第124条第５号ロ」に、「同条第７号」を「同条第６号」に改め、同記載上の注意５を次のように改める。

５　「当社の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であつた期間に受けたものに限る。）。

①　銀行持株会社に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該銀行持株会社を除く。）

②　銀行持株会社に親会社等がない場合　銀行持株会社の子会社又は子法人等

別紙様式第十四号３中⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同様式５⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第十四号６⑴の表記載上の注意３中「以下の」を「次に掲げる」に改め、③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が会社法第399条第１項の同意をした理由

別紙様式第十四号８の記載上の注意中「以下の」を「次に掲げる」に、「概要」を「概要及び当該体制の運用状況の概要」に改め、同記載上の注意中３を４とし、２の次に次のように加える。

３　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに規定する体制